

令和 3 年 6 月 16 日

天塩町議会議長 菊 地 敏 様

産業厚生常任委員会  
委員長 山 本 春 光

所管事務調査について（報告）

令和3年第1回天塩町議会定例会において、閉会中の調査許可を得て所管事務調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 調査事項

- (1) 社会福祉法人「天塩町社会福祉協議会」に対する天塩町からの補助事業及び委託業務並びに指定管理業務の内容について
- (2) 関係施設に関する中長期的な考え方及び負担方法について
- (3) 人材の習得について

2 調査年月日

令和3年3月25日（木）午前10時～

3 出席委員

委員長 山 本 春 光	委 員 横 山 敦
副委員長 後 藤 忍	委 員 国 奥 強
委 員 石 山 直 継	

4 調査結果

今回の調査は、今後の議会審議の参考に資するため、所管に係る事項について調査を実施したものであり、その内容については次のとおりである。

(1) 社会福祉法人「天塩町社会福祉協議会」に対する天塩町からの補助事業及び委託業務並びに指定管理業務内容について

社会福祉法人「天塩町社会福祉協議会」は、昭和26年(1951年)に制定された社会福祉法に基づき、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織として、平成11年(1999年)11月28日に設立された。現在は、正職員23名、契約職員32名、パート職員19名の74名が従事し、天塩町の人々が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っている。また、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや町民活動への支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。

令和元年度の天塩町からの受託事業は、補助事業で4件23,131,203円、委託事業では、7件10,952,219円、指定管理業務(3～5年間の継続管理業務)で4件55,371,000円となっている。

(ア) 調査経過

上記、調査内容について担当者から聴取を行った。

(イ) 調査結果及び意見

(天塩町からの補助事業)

①天塩町社会福祉協議会補助金

(社会福祉協議会法人運営(事務局6人分の人件費相当分)に対する補助)

②ボランティアのまちづくり事業

(ボランティアコーディネーターやボランティア事業に対する補助)

③除排雪サービス事業

(除雪作業困難者に対する除雪サポート実施補助)

④ふれあい大運動会事業

(レクリエーションイベント実施補助)

(天塩町からの委託業務)

①介護予防・生活支援事業

(食の自立支援、軽度生活援助委託、外出支援サービス、生活管理指導短期宿泊、生活管理指導員派遣 各業務委託支援事業)

②障害者移動支援事業

(障害者への移動支援事業)

③通所型短期集中予防サービス送迎事業

(保健、医療専門職による生活機能改善を目的とした介護予防事業)

④地域介護予防活動支援事業

(地域における住民主体の介護予防活動の実施)

⑤高齢者見守り事業

(認知症高齢者に対するボランティア等による見守のための訪問)

⑥生活支援体制整備事業(地域支え合い推進員)

(地域における高齢者の介護予防及び日常生活上の支援体制の充実のための支援員業務)

⑦権利擁護人材育成事業

(市民後見人等を対象としたフォローアップ研修の実施)

(天塩町からの指定管理業務)

①天塩町立特別養護老人ホーム「恵愛荘」指定管理業務

- ・3年間の指定管理
- ・特別養護老人ホームの利用に関すること
- ・特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、生活管理指導短期宿泊事業に関する業務

②天塩町在宅老人デイ・サービスセンター指定管理業務

- ・3年間の指定管理
- ・在宅老人デイ・サービスセンターの利用に関すること
- ・在宅老人デイ・サービスセンター事業に関する業務

③天塩町ケアハウス「かがやき」指定管理業務

- ・3年間の指定管理
- ・ケアハウス「かがやき」の利用に関すること
- ・ケアハウス「かがやき」事業に関する業務

④天塩町老人福祉センター指定管理業務

- ・5年間の指定管理
- ・老人福祉センターの管理運営に関すること
- ・高齢者に対する各種相談及び健康増進、教養の向上等のための便宜供与

各事業それぞれについて活動内容等の説明を受けたが、町民に対しわかりやすい事業内容の周知が社会福祉協議会単独事業も含め必要と思われる。

町民誰もが自ら、隣近所や知人に対し社会福祉事業制度の説明ができるようにするためにも周知媒体提供の徹底を望む。

## (2) 関係施設に対する中長期的な考え方及び負担方法について

### (ア) 調査経過

上記、調査内容について担当者から聴取を行った。

### (イ) 調査結果及び意見

天塩町立特別養護老人ホーム「恵愛荘」は昭和 52 年 (1,977 年)、天塩町在宅老人デイ・サービスセンターは平成 4 年 (1992 年)、天塩町ケアハウス「かがやき」は平成 10 年 (1998 年)、天塩町老人福祉センターは昭和 53 年 (1978 年) にそれぞれ建築され、老朽化が著しく進んでいる状況にある。町は「令和元年度に個別施設整備計画を策定し、計画的な改修により経費の平準化を目指してはいるが、計画どおりの改修は難しい状況である。しかしながら、各施設は今後とも町民サービスの拠点となる施設であることから段階的な施設整備を行っていく。財源にあたっては補助事業等有効な財源を確保する必要がある、現段階での補助金やその他財源について確定はしていない。補助金以外については、地方債を見込み一般会計繰入金に頼らざるを得ないことが予想される。」としているが、先の指定管理者監査報告書において、天塩町社会福祉協議会の令和元年度収支状況における活用可能な財産として 245,762,946 円の財源が存在し、そのうち社会福祉協議会として必要とされる基金が「150,000,000 円」と確認された。この金額の使用方法及び毎年発生するであろう収益の用途方法について、両者協議し町の負担を補うような活用方法を検討するべきではないか。

## (3) 人材の習得について

### (ア) 調査経過

上記、調査内容について担当者から聴取を行った。

### (イ) 調査結果及び意見

将来の社会福祉協議会の職員（看護師、管理栄養士、介護福祉士）を養成するための学校等に在学する者に修学に必要な資金を、また、社会福祉協議会に勤務する職員（有資格者）に就労に必要な資金をそれぞれ貸し付ける事ができる「社会福祉法人 天塩町社会福祉協議会修学資金等規程」があり、修学資金は月額 70,000 円以内、就労資金は 35,000 円以内で、無利子で貸し付けることができる制度があるが、策定時、町側との協議がない状態で制度設計がされたと説明があった。残念なことに、町の実施している貸付条例との整合性が図られていないことから、内容の統一性や整合性など両者協議のうえ活用してもらいたい。また、本制度に関しては周知不足でありもっと広報すべきと思われる。

また、人材の確保としては、ソフト部分（人件費）を手厚くするとともに、体力が必要な仕事であることから若手の採用や補助的な器具の整備などの処遇改善を社会福祉協議会自らが考え町と協議し、利用者のサービス向上に努めていただきたい。

#### （４）全体意見として

これからの福祉行政、特に社会福祉協議会の展開の方向として、働き手の確保と補完的備品の整備が必要と思われる。若者や外国人の雇用や働く側に配慮した制度設計、老朽化する施設の新たな整備計画など、利用者へのサービスの向上を第１に天塩町の社会福祉行政の拠点として町並びに天塩町社会福祉協議会に確かな采配を願望する。